

介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善の具体的内容について

- (1) 「経験・技能のある介護職員」を基準とし、「その他の介護職員」より高く支給することとし、「その他の介護職員」は「その他の職種」の2倍以上を支給する。「その他の職種」については、改善後の賃金が年額440万を上回らないものとする。
- (2) 令和3年4月から令和3年9月までの介護職員等特定処遇改善金は、令和4年2月 or 3月に一時金として支給。

- ※ 「経験・技能のある介護職員」とは、原則として勤続10年以上の介護福祉士で一定水準以上の評価を得た職員とする
- ※ 各職員への一時金の支給は一律ではなく、期末の評価によって変動する